

〔HP用〕

令和2年4月1日

保護者の皆様

ホーチミン日本人学校
校長 藤尾 治仁

日本国内の小中学校への転入学について

日頃より、本校教育活動にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。3月31日付け文部科学省 総合教育政策局 教育改革・国際課より「新型コロナウイルス感染症に起因して海外から日本に帰国した児童生徒等への対応について」で下記の内容が示されましたのでご連絡いたします。

記

内 容 日本人学校の児童生徒が日本国内の小中学校等に転入学した場合に、日本人学校と国内の小中学校等の両方に児童生徒の学籍がある状態（いわゆる二重学籍）となりますが、学校教育法第1条に掲げられている学校と日本人学校の二つの学校に籍をおくことは、法律上禁止されておりません。そのため、日本人学校を退学せずとも、国内の小中学校等に正規に入学することは可能です。